

# 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処分業 許可証

横浜市資一指令第 65 号

令和3年4月1日

住 所 横浜市金沢区幸浦一丁目15番地43  
氏 名 株式会社神奈川ウッドエネルギーセンター  
代表取締役 武松 ひで 様

横浜市長 林 文子



令和3年2月12日に申請のありました一般廃棄物処分業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

- 許可番号 第 1135 号
- 事業の範囲
  - 業の種類  
中間処理 (破砕)
  - 取扱廃棄物の種類  
一般廃棄物 (木くず) 以上 1 種類  
(上記物はいずれも有害物質を含むもの並びに廃PCB及びPCB汚染物を除く。)
- 許可期限  
令和5年3月31日
- 許可の条件
  - 中間処理に伴う一般廃棄物の保管量は1,150.9 m<sup>3</sup>以内とする。
  - (1)の内、一般廃棄物及び産業廃棄物の混合保管場所における保管量は、一般廃棄物の保管量と本市から許可を受けた産業廃棄物処分業によって生じた産業廃棄物の保管量を合わせて1,150.9 m<sup>3</sup>以内とし、屋外で容器を用いずにこれらの廃棄物を積み上げることのできる高さは3.0 m以内とする。
  - 本市に提出した事業計画書等に基づいて業を行うこと。
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。
  - 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。
- 処理施設等の所在地  
横浜市金沢区幸浦一丁目15番43
- 処理施設の種類及び処理能力  
破砕施設 (200.48 t / 日)
- 許可年月日

新規許可年月日	平成16年2月24日
許可更新年月日	令和3年4月1日
変更許可年月日	令和 年 月 日
再交付年月日	令和4年2月22日 (保管量の変更)